建設工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 酒田市長又はその委任を受けた者(以下「発注者」という。)及び請負者(以 11 来 個田川民スはての安田を実りに名(以下・水配名)という。)及い請具名(以下 下「受注者」という。)は、この契約書・領曹を含む。以下同じ。)に基づき、工生 仕様書(別冊の図面、仕様書、閲覧設計書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問 回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。ただし、これらの図書中参考とされたものを除く。以下「設計図書」という。) に従い、日本国の法令を遵守し、この 契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履 行しなければならない。
- 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者 に引き渡すものとし、発注者は、その引き渡しを受けた後に請負代金を支払うものと する。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工 方法等」という。) については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除 き、受注者がその責任において定めるものとする。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない
- この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行 わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特 別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第5月号)に定めるものとする。 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89
- 号) 及び商法 (明治32年法律第48号) に定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。 11 この契約に係る訴訟については、酒田市を管轄する裁判所をもって合意による専属 的管轄裁判所とする
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく 全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為に ついて当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他 の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき調 整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第 三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

- (工程表及び請負代金額内訳書) 第3条 受注者は、この契約締結後7日以内に設計図書に基づき工程表(様式第1号) を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、発注者が必要と認めるときは、設計図書に基づき請負代金額内訳書(様
- 式第2号)を作成し、発注者に提出しなければならない。 3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。 (契約の保証)
- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかの保証を付さなけれ ばならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちに その保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注 者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をい
 - う。)又は保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 27 年法 律第184号) 第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約 の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証 の額」という。) は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該
- 保証は第56条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証する ものでなければならない。
- 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したとき は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号 又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。 5 請負代金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達
- するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額 を請求することができる。
- 第5条 発注者が定める一定の要件に該当する工事については、前条の規定にかかわらず、受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共 工事履行保証証券による保証(引き渡した行為目的物が種類又は品質に関して契約の
- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならな
- 3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第56条第3項各号に規定する者による契 約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に 達するまで、発注者は保証金額の増額を請求することができ、受注者は保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第14条第
- 2項の規定による確認に合格したもの(以下「確認済工事材料」という。)及び第39 条第3項の規定による部分払のための検査を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に 譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あら かじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施 工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合 を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければ
- 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債 権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはなら

- 5 受注者は第3項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債 権の譲渡により得た資金の使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。 (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその 機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならな

(下請負人の通知)

- 第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称、下請負代金の額、下請 負の内容その他必要な事項の通知を請求することができる。 第8条の2 受注者は、次に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法
- (昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者をいう。)(当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請契約 (受注者が直接締結する下請契約に限る。次項において同じ。) の相手方としてはな らない
- (1) 健康保険法 (大正 11 年法律第70号) 第48条の規定による届出の義務
- 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第7条の規定による届出の義務
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場 合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合 において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が 同項各号に掲げる届出の義務を履行した事実を確認することのできる書類を発注者に 提出しなければならない。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき 保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料 又は施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければなら ない。ただし、発注者がその工事材料又は施工方法等を指定した場合において、設計 図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかっ たときは、発注者は、受注者が、その使用に関して要した費用を負担しなければなら

(監督職員)

- 第10条 発注者は、監督職員を置いたときは、監督職員指定(変更)通知書(様式第3 号)により、その職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更し たときも、また同様とする。
- 2 監督職員は、この約款その他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行について受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協

- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作 成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の確認又は工事材料の 試験若しくは確認
- 3 発注者は、2人以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれ ぞれ監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の-部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を受注者に通知しなければなら
- 4 第2項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなけ ればならない。
- この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計 図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合において は、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

- 第11条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に置き、現場代理人等指定 (変更) 通知書 (様式第4号) により、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - 主任技術者 (監理技術者) (2)
 - 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)
- (4) 監理技術者補佐 (建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同
- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを 行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1 項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知 の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り 及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合 には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができ
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任 せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者 に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。 以下同じ。) 及び専門技術者は、これを兼ねることができる。 (履行報告)

第12条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報

- 告しなければならない。 (工事関係者に関する措置請求) 第13条 発注者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する 現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不適当と認め
- られるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとる べきことを請求することができる。 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者 (これらの者と現場代理人を兼 任する者を除く。) その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労 働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受 注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求す
- ることができる。 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について 決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならな
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発
- 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決 定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならな

(工事材料の品質及び確認等)

- 第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にそ の品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質(営繕工事にあっては、均衡
- を得た品質)を有するものとする。 2 受注者は、設計図書において監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された 工事材料については、当該確認に合格したものを使用しなければならない。この場合 において、確認に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 監督職員は、受注者から前項の確認を請求されたときは、請求を受けた日から7日 以内に応じなければならない
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場 外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、確認の結果不合格と決定された工事材料につ いては、当該決定を受けた目から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。 (監督職員の立会い及び工事記録の整備等)
- 第15条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合につい て見本確認を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合 し、又は当該見本確認に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事 については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定する場合のほか、発注者が特に必要があると認めて設計図 書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又 は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真 等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以 内に提出しなければならない。
- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本確認を請求されたとき は、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない
- る。 当政部水を支げた日から7日以内に応じなければならない。 う 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本確認を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事 の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の 請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本確認又は見本若しくは工事写真等の 記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。 (支給材料及び貸与品)
- 第16条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、 引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、 注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を確認しなければならない。この場合 において、当該確認の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書 の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに 発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内 に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種 類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと (第2項の確認により発見 することが困難であった隠れたものに限る。) 等があり使用に適当でないと認めたと きは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合におい て、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給 材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格 若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品 の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することがで
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請 負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければなら ない
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によっ て不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又 はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しく は原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、 監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な 用地(以下「工事用地等」という。)を、受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならな
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければな らない。
- 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において 当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物そ の他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。)が あるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取 り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せ 又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に 代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについ 異議を申し出ることができず、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用 を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注 者の意見を聴いて定める。 (設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊確認等)

- 第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員 がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合におい 、当該不適合が監督職員の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき事由に よるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変 更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督職員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違 反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して確 認することができる。

- 3 前項に規定する場合のほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しない と認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該 相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して確認することが できる。
- 4 前2項の場合において 確認及び復旧に直接要する費用は 受注者の負担とする。 (条件変更等)
- 第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見 したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならな
- (1) 設計図書が一致しないこと (これらの優先順位が定められている場合を除
- (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自 然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の 状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら前項各号に掲げる 事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。 ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことがで
- 発注者は、受注者の意見を聴いて調査の結果(これに対して執るべき措置を指示す る必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないや むを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長 することができる.
- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、 設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があ るもの 発注者が行う
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更 を伴うもの 発注者が行う
 - 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更 を伴わないもの 発注者及び受注者が協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必 要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を 及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 発注者は、前条第4項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、 設計図書の変更内容を受注者に通知して設計図書を変更することができる。この場合 において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更 し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (工事の中止)

- 第21条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地 震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下 災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物 等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工でき ないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに工事一時中止通知書 (様式第5号)により受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させ なければならない
- 2 発注者は、前項の規定する場合のほか、必要があると認めるときは、工事の中止内 容を工事一時中止通知書により受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時 中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要が あると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行 に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労 働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の 実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。 (受注者の請求による工期の延長)

- 第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その 他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができ ないときは、工期延長承認申請書(様式第6号)により、発注者に工期の延長変更を 請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められる ときは、工期を延長しなければならない。
- 3 発注者は、前項の工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合において は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼした ときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

- 第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮 変更を受注者に請求することができる。 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更
- 又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (工期の変更方法)
- 第24条 工期の変更については、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議 開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知す
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通 知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日 (第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変 更の請求を受けた目)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者 は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

- 第25条 請負代金額の変更については 発注者及び受注者が協議して定める。ただ し、協議開始の目から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知するこ とができる。
- この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合 に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者が協議して定め

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12箇月を経過した後に 日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと 認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額 (請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をい う。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出し た変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工 事代金額1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならな い
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価 指数等に基づき発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度 行うことができる。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは 「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」と読み替えて同項の規定を 適用するものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を 生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によ るほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- は、発注者が定め、受注者に通知する。 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者に意見を聴いて定め、 受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注 者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (契約変更書)
- 第27条 発注者は、設計図書、工期若しくは請負代金額又は建設工事に係る資材の再 資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第13条第1項に規定する事項に該 当するものを変更する必要があるときは、契約変更書(様式第7号)により行うもの とする。

(臨機の措置)

- 第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急等やむを得ない事情がある場合を除き、受注者が必要があると認めるときは、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、当該措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置 に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない と認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第59条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第30条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害(第59 条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条に おいて同じ。)を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに 帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担をしなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。)であって発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- る 発注者は、前項の通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が 善良な管理者の注意義務を忘ったことに基づくもの及び第59条第1項の規定により 付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」とい う。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物又は工事現場に搬入済みの工事材料であって第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第39条第3項の規定による確認、検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
 - 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合に はその評価額を差し引いた額とする。
 - 2) 工事材料に関する損害
 - 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可 抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損 害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取

片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

- (前月代王郎ツ及文に「八んの取目四日ツスン、 第32条 発注者は、第9条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第26条、 第28条、第29条、第31条又は第35条の規定により請負代金額を増額すべき場合又 は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は 負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合におい て、設計図書の変更内容は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始 の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通 知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費 用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受 注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。 (検査及び引渡し)
- 第33条 受注者は、工事が完成したときは、完成通知書(様式第8号)により発注者 に通知しなければならない。
- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査員」という。) は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者 の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を 完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発 注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、 工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物引 渡書 (様式第9号) により工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目 的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負 代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受 注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査 を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして 前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

- 第34条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないとき
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。 (部分使用)
- 第35条 発注者は第33条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって 受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第36条 受注者は、請負代金額が1件200万円を超える工事については、保証事業会 社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関す る法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、そ の保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注 者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に 前払金を支払わなければならない。次項の規定による請求があったときも、また同様 とする。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、次の各号に掲げる要件の 全てを満たした場合において、保証事業会社と既にした前金払に追加してする前金払 (以下「中間前金払」という。) に関し契約書記載の工事完成の時期を保証期限とす る保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以 内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、この項本文の規定によ り支払を請求する額と第1項の規定による請求により支払を受けた前払金額との合計 額は、請負代金額の10分の6を超えることができない。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること
 - (2) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 4 受注者は、前項の中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間 前金払認定請求書(様式第10号)に工事履行報告書(様式第11号)を添えて発注者 に提出し、中間前金払に関する認定を受けなければならない。この場合において、発 注者は、受注者の請求があったときは、その日から起算して原則として7日以内に、 当該認定を行うかどうかを判断し、及び当該認定を行うときは中間前金払認定調書 (様式第12号)により受注者に通知しなければならない。
- (様式第12号)により受注者に通知しなければならない。 5 受注者は、請負代金額が増額された場合(増額する額が請負代金額の10分の4を超える場合に限る。)においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前込金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が減額された場合(受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5 (第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7)を超える場合に限る。)においては、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第39条又は第40条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額のうちからその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額、酒の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7)の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- る。 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数

に応じ、年2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することがで きる。

(保証契約の変更)

- 第37条 受注者は前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加して前払金の支払 を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に 寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証 契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならな
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代 わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。 (前払金の使用等)
- (新)32年の民元寺/ 第38条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、第36条第1項の規定による請求によ り前払金の額の100分の25以内の前払金については、現場管理費及び一般管理費等 のうちこの工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費の支払に充当する ことができる。 (部分払)
- 第39条 受注者は、契約金額200万円を超える工事の出来形部分に対して工事の完成 前に、出来形部分及び確認済工事材料に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができ 頭について、(ハスかつ第・7束までになり配うこと) 市が出を請求することができる。ただし、この請求は、工期中年度ごとに3回を超えることができない。 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形
- 部分又は確認済工事材料の確認をするための検査を工事出来形検査請求書(様式第13 号)により発注者に請求しなければならない。
- 発注者又は検査員は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、 受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査 を行い、当該検査の結果を工事出来形検査通知書(様式第14号)により受注者に通 知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査す ることができる。
- 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする
- 5 受注者は、第3項の規定による検査結果の通知があったときは、部分払を請求する ことができる。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して30 ことがしている。この場合においては、 定任日は、 日政時末ののつた日から起鼻して、 日以内に部分社金を支払わなければならない。 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相
- 当額は、発注者及び受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた 日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 部分払金の額≦第1項の請負代金相当額×(9/10-前払金額/請負代金額)-部分払
- 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合に おいては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既 に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。 (部分引渡し)
- 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡 しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。) がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第33条第1項及び第6項中 「工事が」とあるのは「指定部分に係る工事が」と、同条第2項、第4項及び第6項 中「工事の」とあるのは「指定部分に係る工事が」と、同条第2項、第4項及び第6項 項中「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第 34条第1項及び第2項中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読 み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前払金の支払を受けている場合において、前項の規定により準用される第34条第1 項の規定により請求することができる額は、指定部分に相応する請負代金額から前払 金額に指定部分の工事全体に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。 (債務負担行為に係る契約の特則)
- 第41条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限 度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度 Щ 年度 Щ 年度 Щ

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりとする。

年度 年度 Щ 年度 Н

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項 の出来高予定額を変更することができる。
- (債務負担行為に係る前金払の特則)
- 第42条 債務負担行為に係る契約の前金払については、第36条第1項及び第3項中 「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは、「契約書記載の工事完成の時期(最終 の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第36条第1項、第3 項及び第5項から第7項まで並びに第37条第2項中「請負代金額」とあるのは「当 環及い第3項が5第7項は「世のに第37末第2項中「前項に並組」とあるがは「当 該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額 (以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出 来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当初 超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約 を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、 受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することができな
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定 められているときは、前項の規定による読替え後の第36条第1項及び第3項の規定 にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができ
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が 設計図書に定められているときには、第1項の規定による読替後の第36条第1項の 根定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分 (円以内) を含めて前払金の支払を請求することができる。 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの 出来高予定額に達しないときには、第1項の規定による読替後の第36条第1項の規
- 定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- るよく国政法の日本区が同語を必要を担いて、前の場合において、前の場合において、前の場合において、前の計学年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第3項の規定を準用

(債務負担行為に係る部分払の特則)

- 第43条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が 前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の 当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求すること ができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行 が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。
- この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第39条第6項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≤請負代金相当額×9/10−(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額) − 〔請負代金相当額−(前会計年度までの出來高予定額+出来高超過額)〕×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出來高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度 口 年度 年度 口

(第三者による代理受領)

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者 の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされている ときは、当該第三者に対して第34条(第40条第1項において準用する場合を含) 又は第39条の規定に基づく支払をしなければならない。
- (前払金等の不払に対する受注者の工事中止)
- 第45条 受注者は、発注者が第36条、第39条又は第40条第1項において準用される 第34条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにも かかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することがで きる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその 旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要が あると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行 に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用そ の他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (契約不適合責任)
- 第46条 発注者は、引き渡された工事目的物が契約不適合であるときは、受注者に対 し、目的物の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。た だし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。
- 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないとき は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告する ことなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

 - (1) 履行の追完が不能であるとき。 (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意識を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内 に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者 が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。 (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の
 - 追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- (現住者の行息用除権) 第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第49条及び第49条の2第1 項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼし たときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第48条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定 5.40米 飛ば有は、文は有が成の仕方のがりれかに該当りるこさは、相当の別間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引
- たり、このによった。 たいは、この限りでない。 (1) 第6条第5項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出し たとき。
- その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の 期間内に工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき
- 正当な理由なく、工事に着手すべき期目を過ぎても工事に着手しないとき。
- 第11条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 正当な理由なく、第46条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第49条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約 を解除することができる。 (1) 第6条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

 - 第6条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使 用したとき。
 - 3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その契約不適合が
 - 目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約をした目的を達成することがで きないものであるとき
 - (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示し たとき (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履
 - 行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約を した目的を達することができないとき。
 - (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内 に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者 が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の 催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (9) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第 77 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。) 又は 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。) が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。 (10) 第52条又は第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

 - (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下 この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与し ている者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設

- 工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与してい る者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していると 認められるとき
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与 する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与し ていると認められるとき
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用 する等していると認められるとき (口に該当する場合を除く。)
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有してい ると認められるとき
- 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締 結したと認められるとき。
- 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原 材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(へに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合等に係る契約解除)

- 第49条の2 発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直 ちに契約を解除することができる。
 - 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第 54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2 第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若 しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命 令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規 定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用す る場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかった とき。
 - 受注者が独占禁止法第7条の2第1項ただし書(第8条の3において準用する
 - 場合を含む。) の規定による命令を受けなかつたと認められるとき。 (4) 受注者が独占禁止法第7条の4第7項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。) 又は第7条の7第3項(第7条の9第3項及び第4項において 読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じない旨の通 知を受けたとき。
 - (5) 受注者が第1号又は第2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟につい て乗却又は対かり判決確定したとき。 () 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年
 - 法律第45号) 第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあっせん行為 による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による 刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して独占禁止法第7条の4第7項(第8条の3において読 み替えて準用する場合を含む。) 又は第7条の7第3項(第7条の9第3項及び第4 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による通知を受けたときは、直 ちに当該文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第50条 第48条各号又は第49条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由に よるものであるときは、発注者は、第48条又は第49条の規定による契約の解除をす ることができない
- (公共工事履行保証証券による保証の請求)
- 第51条 第5条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履 行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第48条又は第49条及び第49条の2第1項のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券 の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 受注者は、前項の規定により保証人が選定し、かつ、発注者が適当と認めた建設業者(以下この条において「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合 には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - 請負代金債権(前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請 負代金として受注者に既に支払われたものを除く。)
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務(受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係る ものを除く。)
 - (4) 解除権
- その他この契約に係る一切の権利及び義務(第30条の規定により受注者が施 (5) エした工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。) 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各
- 号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証 券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、この契約に基づいて発注 者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務(当該保証 金の支払われた後に生じる違約金等を含む。)は、当該保証金の額を限度として、消 滅する

(受注者の催告による解除権)

- 第52条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通 念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (受注者の催告によらない解除権)
- 第53条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除す
 - (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少 したとき。
 - 第21条第1項又は第2項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の (2) (2) 第21 末第1 項人は第2 項の死にによる工事の原正の7 正列间が工列の10 万0 5 (工列の10 分の5 が6 箇月を超えるときは、6 箇月)を超えたとき。ただし、 中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後
- 3 箇月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。 (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限) 第54条 第52条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。 (解除に伴う措置)
- 第55条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部 分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡し

- を受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相 応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は 必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限 度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。 3 第1項の場合において、第36条(第42条第1項において準用する場合を含む。) の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第39条及び第43条の規定に よる部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金を控除した額) を 第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受 領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第48条、第49条若し くは第49条の2第1項の規定によるとき又は第56条第3項各号に掲げる者がこの契 約を解除したときにあっては、その余剰額に前払金の支払の目から返還の日までの日 数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第47条 第1項又は第52条若しくは第53条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注 者に返還しなければならない
- 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるとき は、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者 に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しく は過失により減失し、若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかっ た部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返 還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、 当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 受注者は、契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が 所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、 発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことがで この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けにつ いて異議を申し出ることができず、発注者の処分又は修復若しくは取り片付けに要し た費用を負担しなければからない
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の執るべき措置の期限、方法等につい ては、この契約の解除が第48条、第49条若しくは第49条の2第1項各号の規定に よるとき又は次条第3項各号に掲げる者がこの契約を解除したときは発注者が定め、 第47条第1項又は第52条又は第53条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の執 るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものと する。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法その他関係法令の規定に従って協議して決める。 (発注者の損害賠償請求等)
- 第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生
 - じた損害の賠償を請求することができる。 (1) 工期内に工事を完成することができないとき
 - この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第48条又は第49条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除された
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の 履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負 代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わな ければならない
- (1) 第48条又は第49条の規定により丁事目的物の完成前にこの契約が解除された
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責め に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみ
- なす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16 年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法 (平成 14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第225号) の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定の適用を受ける場合を除
 - く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができ ない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当する場合において、発注者は、請負代金額から出来形部分に相 応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で 計算した額を請求するするものとする。
- 6 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担 保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の 違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第57条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じ た損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及 び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるもの であるときは、この限りでない。
- 第52条又は第53条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履 行が不能であるとき。
- 2 第34条第2項(第40条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負 代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求するこ とができる。

- 第57条の2 受注者は、この契約に関して第49条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、請負代金額の10 分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、 発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 工事が完成した後に、受注者が第49条の2第1項各号のいずれかに該当することが 明らかになった場合についても、前項と同様とする。

- 3 前2項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、 発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求す この場合においては、当該企業体の全ての構成員であった者は、共 ことができる。 同連帯して第1項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は 同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じ た実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその 超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない
- 第1項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担 保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の 違約金に充当することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第58条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第33条第4項又は第5項(第40 条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡し(以下 この条において単に「引渡し」という。) を受けた日から2年以内でなければ、契約 この末において、 不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約 の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、 発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負 わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合 については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができ
- 3 前2項の請求等は、契約不適合の内容を示して、発注者の契約不適合責任を問う意 思を明確に告げることで行う
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する請求等が可能な期間(以下この項及び第7項 において「契約不適合責任期間」という。) の内に契約不適合を知り、その旨を受注 者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定す る方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみ
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契 約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求
- 等をすることができる。 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるとき には適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところに
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に 関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを 知っていたときは、この限りでない
- この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第94 条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質 確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第5条各項に規定する部 分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について請求等を行 うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は、適用しな
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員 の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求 等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを 知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない (火災保険等)
- 第59条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において 同じ。) 等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険 (これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。) に付さなければならない。 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わ
- るものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付し たときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。 (賠償金等の徴収)
- 第60条 受注者はこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期 間内に支払わなければならない。
- 2 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に 支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した 日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額 と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。 (あっせん又は調停)
- 第61条 この約款の各条項において、発注者及び受注者が協議して定めるものにつき 協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他こ の契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者 は、建設業法による山形県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせ ん又は調停によりその解決を図るものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、 専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の 工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争につい は、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後、若しくは同条第5項の規 定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条 第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項の あっせん又は調停を請求することができない。 (仲裁)
- 第62条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停 により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁 合意書(様式第15号)に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。 (情報通信の技術を利用する方法)
- 第63条 この約款において書面により行わなければならないこととされている催告 請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでな ければならない。 (補用1)
- この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協 第64条 議して定める。